

別表（第2条関係）

【令和5年5月8日から適用】

補助事業名	介護事業者等サービス継続支援事業
補助事業の目的	本事業は、介護サービス事業所・介護施設等において、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の防止対策を徹底しながら、代替サービスの提供、 感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ） に対するサービス提供、利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等（以下「事業所等」という。）におけるサービス継続に際して生じた、通常の介護サービスの提供時には対象とならないかかり増し経費等に対して支援を行うことを目的とする。
補助事業の対象となる者	・別紙1に定める者（ただし、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市（以下「政令・中核市」という。）内に所在する事業所等を除く。） ・別紙1左欄の事業を行う市（ただし、政令・中核市に限る。）
補助事業の対象となる経費	・補助事業の対象となる者（ただし、政令・中核市内に所在する事業所等を除く。）が、必要な介護サービスを継続して提供した際に生じた別紙1に定める経費（ただし、感染症発生日以降で収束日までの間に係るものに限る。） ・政令・中核市が、市内に所在する事業所等が必要な介護サービスを継続して提供した際に生じた別紙1に定める経費を補助した場合の当該経費（ただし、感染症発生日以降で収束日までの間にかかるものに限る。）
補助率	10／10
補助金の額	予算の範囲内において、下記により算出した額を限度とする。 対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額と、別紙1に定める基準額とを比較して少ない方の額（1,000円未満の端数は切捨て）を交付額とする。
適用除外する条項	第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第19条
その他の事項	1 事業所・施設に別紙1に定める事業区分（1）と事業区分（3）の両方を補助することができる。 補助金の交付決定に関して、感染症の感染拡大防止策として講じる緊急的・臨時的な事業であることから、令和4年4月1日以降に実施する者を対象とする。

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	<p>(添付書類)</p> <p>介護事業者等サービス継続支援事業補助金所要額調書（その1、その2）（別紙2）</p> <p>介護事業者等サービス継続支援事業補助金所要額内訳書（その1、その2）（別紙3－1）</p> <p>感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用 所要額一覧（別紙3－2）</p> <p>感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（追加補助対象分） 所要額一覧 （別紙3－3）</p> <p>感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用の補助に係るチェックリスト （別紙3－4）</p> <p>介護事業者等サービス継続支援事業補助金所要額調書（政令・中核市申請用）（別紙4）</p> <p>介護事業者等サービス継続支援事業補助金所要額内訳書（政令・中核市申請用）（別紙5）</p>
第7条 第1項	<p>(指定期日)</p> <p>別に通知する日</p> <p>(軽微な経費配分の変更)</p> <p>(軽微な事業内容の変更)</p> <p>(添付書類)</p> <p>第3条に準じる。</p> <p>(指定期日)</p> <p>別に通知する日</p>
第9条 第1項	(報告事項等)
第11条	<p>(添付書類)</p> <p>(指定期日)</p>
第19条 第1項	